



2025年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役会長 安藤之弘
(コード番号 4732 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役副社長統括本部長 山中雅文
(TEL. 052-689-1129)

**(開示事項の経過) 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け
ならびに第三者割当による第 22 回新株予約権および第 23 回新株予約権の発行に関するお知らせ
(ファシリティ型自己株式取得による自己株式の取得)**

当社は、2025年6月24日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」で公表のとおり、同日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得に関して、本日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)における買付けにより自己株式取得(以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。)を行いました。

本自己株式取得(ToSTNeT-3)においては、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」という。)より同社の自己の計算に基づき10,325,900株(総額15,999,982,050円)の売付注文がなされ、その全部が約定されております。

上記の本自己株式取得(ToSTNeT-3)の結果をふまえ、2025年6月24日付「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けならびに第三者割当による第22回新株予約権および第23回新株予約権の発行に関するお知らせ(ファシリティ型自己株式取得による自己株式の取得)」で公表した、第22回新株予約権(以下「出資金額固定型新株予約権」という。)および第23回新株予約権(以下「交付株式数固定型新株予約権」といい、出資金額固定型新株予約権および交付株式数固定型新株予約権をあわせて、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。)に関する内容について、以下のとおりお知らせします。

なお、本自己株式取得(ToSTNeT-3)の結果につきましては、本日付公表の「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得結果および取得終了に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けならびに第三者割当による第22回新株予約権および第23回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

< 第 22 回新株予約権（出資金額固定型新株予約権） >

<p>(1) 当該発行による潜在株式数</p>	<p>10,325,800 株（上限）</p> <p>※ 上記株式数（上限）は、取得可能株式数(平均 VWAP)（以下に定義します。）が 100 株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数(日興)（10,325,900 株）（以下に定義します。）より 100 株を控除した株式数です。</p> <p>※ 実際の交付株式数については、出資金額固定型新株予約権の権利行使時に後記（2）に記載の方法により算出されます。</p>
<p>(2) 行使時の交付株式数の算定方法</p>	<p>出資金額固定型新株予約権の行使時の実際の交付株式数は、出資金額固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式に基づき算出されます。</p> <p style="text-align: center;">交付株式数 = ①売却株式数(日興) - ②取得可能株式数(平均 VWAP)</p> <p>① 「売却株式数(日興)」は、本自己株式取得(ToSTNeT-3)において S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数(10,325,900 株)です。</p> <p>② 「取得可能株式数(平均 VWAP)」は、以下の計算式に従って算出される株式数(計算の結果生じる 100 株未満の端数は切り上げます。)となります。</p> <p style="text-align: center;">取得可能株式数(平均 VWAP) = $\frac{\text{(ア)受領金額(日興)}}{\text{(イ)平均 VWAP}}$</p> <p>(ア) 「受領金額(日興)」は、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に際して、S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額(15,999,982,050 円)です。</p> <p>(イ) 「平均 VWAP」は、2025 年 7 月 1 日(同日を含みます。)から出資金額固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日(同日を含みます。)までの期間(以下、本欄において「平均 VWAP 算定期間」という。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の単純算術平均値に 99.80%を乗じた価格(円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入します。)となります。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間および当社株式の VWAP のない取引日は平均 VWAP 算定期間を含めません。</p>

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに第三者割当による第 22 回新株予約権および第 23 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

< 第 23 回新株予約権（交付株式数固定型新株予約権） >

<p>(1) 調達資金の額</p>	<p>15,987,982,049 円（上限）</p> <p>※ 上記金額は、買付必要金額(平均 VWAP)（以下に定義します。）が 1 円となった場合を前提とした金額であり、受領金額(日興)（15,999,982,050 円）（以下に定義します。）から 1 円を控除し、さらに本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除した金額です。</p> <p>※ 実際の調達資金の額は、後記（2）記載の方法により算出される行使価額に基づき減少します。</p>
<p>(2) 行使価額の算定方法</p>	<p>交付株式数固定型新株予約権の行使時の実際の行使価額は、交付株式数固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式に基づき算出されます（計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます）。</p> <p>行使価額 = ①受領金額(日興) - ②買付必要金額(平均 VWAP)</p> <p>① 「受領金額(日興)」は、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に際して、SMB C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額（15,999,982,050 円）です。</p> <p>② 「買付必要金額(平均 VWAP)」は、以下の計算式に従って算出される金額となります。</p> <p>買付必要金額(平均 VWAP) = (ア)売却株式数(日興) × (イ)平均 VWAP</p> <p>(ア) 「売却株式数(日興)」は、本自己株式取得(ToSTNeT-3)において SMB C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数（10,325,900 株）です。</p> <p>(イ) 「平均 VWAP」は、2025 年 7 月 1 日（同日を含みます。）から交付株式数固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間（以下、本欄において「平均 VWAP 算定期間」という。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均値に 99.80% を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入します。）となります。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間および当社株式の VWAP のない取引日は平均 VWAP 算定期間に含めません。</p>

以上

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けならびに第三者割当による第 22 回新株予約権および第 23 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。